

NTTグループにおける共同調達に関する検討会（第3回）

1 日時 令和2年6月22日（月）10:00～11:34

2 場所 WEB会議

3 出席者

○構成員

相田座長、関口座長代理、石田構成員、大谷構成員、西村構成員

○オブザーバ

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

○総務省

竹村電気通信事業部長、山碕事業政策課長、佐伯事業政策課調査官、
田中事業政策課課長補佐、長谷川事業政策課課長補佐

4 議事

【相田座長】 本日は皆様お忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、NTTグループにおける共同調達に関する検討会の第3回を開催致します。

本日の会議につきましては、昨今の新型コロナウイルス関連の情勢を踏まえまして、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に言及いただけますようお願い致します。

事務局より、ウェブ会議システムの関係で補足がありましたらお願い致します。

【田中事業政策課課長補佐】 ハウリングや雑音混入防止のために、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願い致します。また、ウェブ会議システムが不調の場合、大変お手数ですが、事前に事務局からお送りいたしましたURLにもう一度ログインをし直していただければ幸いです。

【相田座長】 本日の議事に入りたいと思います。

本検討会では、これまでヒアリングと意見交換を2回行いまして、論点と方向性を具体化されてきたかと思いますが、これを受けて、本日は一定の取りまとめができればと考えております。

まずは、NTTより、これまでの議論を踏まえ、共同調達の実施体制等について更に検討を行ったとのことですので、御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

す。

【日本電信電話（株）】 資料3-1に沿って御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。「共同調達の実施にあたっての当社の考え」ということで、NTT等（NTT・NTT東西）と、分離会社と言われているNTTデータ・NTTドコモ・NTTコム・NTTコムウェアとの間の共同調達を実施するに当たりまして、当社は公正競争環境に悪影響を及ぼさないよう、先生方の御指摘等も踏まえながら、適切に対応していきたいと考えております。

ポイントとなる対応といたしまして、まず①のとおり、共同調達の対象とする資材を限定させていただきます。

次に②の公正競争環境を確保する取組みとして、不当な差別的な取扱いを行わない等の電気通信事業法の趣旨を踏まえた対応等をしていきます。ここに「等」とありますが、先般、オブザーバの方々から、事業計画の認可申請の際に何らかし少し触れられないかという御意見がございました。NTTとNTT東西は毎年度、事業計画の認可申請を行っていますが、その認可申請時に一言、共同調達を活用するという旨に触れることは可能であると思っております。ただ、共同調達の件は、事業計画の認可そのものには影響を及ぼす類のものではないということと、あくまでも、当社として自主的に実施する営みであるということと御理解を頂ければと思っております。加えて、相互接続等の観点で色々な影響が出るのではないかと御指摘につきましても、NTT東西における網機能提供計画の届出など、既存の相互接続ルールを適切に遵守していくことで、引き続き公平な接続条件を確保していく考えであることを申し添えたいと思っております。

③の共同調達会社及び共同調達窓口における適切なファイアウォールの設置についてですが、これは後ほど、共同調達窓口に関する箇所で補足説明させていただきます。

④の利用者利益の確保等について、研究開発力の強化等による国際競争力の強化、ネットワークサービスの提供料金の低廉化につなげていきたいと考えております。ネットワークサービスの提供料金の低廉化については、小売料金あるいは卸料金という形で低廉化を図ってきたいと思っております。また、他事業者の方々も同等の条件で共同調達に参加できる機会を設定するとしております。もちろん相手方ベンダ側の事情もありますので、共同調達に必ず参加できることを確約できるものではございませんが、そういったチャンスをお渡ししたいと考えております。

⑤共同調達の実施計画、実施状況の報告及び公表についてですが、これも可能なものは

対応する一方、経営情報に係るものは公表の対象外ということになります。また、恐らく、今後、総務省で共同調達の実施状況などを検証される必要があると思います。その際には、今回報告の対象になっているデータ以外にも検証に当たって必要なものもあろうかと思えます。あらかじめ全てを網羅的に列挙することは難しいので、この点については必要となるデータがあれば、可能な範囲で我々が自主的な対応という形で前向きに協力していきたいと考えているところです。

2 ページ目を御覧ください。共同調達窓口に係る当社の考えということで、先ほど申し上げました1 ページ目③の共同調達会社と共同調達窓口のファイアウォールの話させていただきます。

これまでの議論の中でも、NTT等の3社と、分離会社と言われる4社の一体化を防止するための措置を講じるべきとの御指摘を頂いております。

まず共同調達会社については、米国にある法人であり、組織上も別のものであるため、構造的に分離することとなります。一方、共同調達窓口については、後ほど述べる理由により、当面、持株会社である当社にそれを設置することで、他事業者がNTTグループ各社と同等の条件で共同調達に円滑に参加できる機会を確保することとしたいと考えております。そのため、今後策定される指針の策定に当たって御配慮いただきたいと思っております。当社に共同調達窓口を設置するという考え方については、共同調達に参加される他事業者の利便性や円滑性を勘案し、このような対応をさせていただきたいということです。

4つ理由を述べています。まず1つ目は、特に共同調達会社と共同調達に参加する他事業者との間で、初めての顔合わせの時等、初期段階で意思疎通の齟齬が生じると、ミスマッチが生じ、お互いに不幸なことにもなりかねません。そのため、最初は両者の間に入って調整を行って、共同調達会社側にも必要な助言等を行える、ある程度、共同調達会社をコントロールできる、そのような立場の組織が共同調達会社と他事業者との間に入った方が良いのではないかと考えています。

2つ目についてです。今回の共同調達においては、日本固有の対応が求められることになると考えています。状況によって、規律の解釈等も変わってくると思います。そうした内容をアメリカの会社、当該会社のメンバーに理解させるよりも、総務省の考えあるいは先生方にご助言いただいた内容をしっかりと踏まえながら、適切な助言等を通じて対応を求めていくため、日本に所在する組織が両者の間に入ったほうが良いのではないかと考えています。

3つ目についてです。共同調達に参加する他事業者との対応において、日本語での対応が必要となる場合があると考えられます。もちろん、最後の契約等の段階では、直接、共同調達会社とやり取りをしていただくことになるのですが、そこに至る道中で、サポートするときに日本語での対応があった方が良いのではないかと考えているところです。

4つ目についてです。共同調達に参加される他事業者がどの程度の数・規模になるかが不明であるということです。したがって、少なくとも開始当初というのは、最小限の組織・体制とすることが望ましいと考えているところです。

3ページ目を御覧ください。持株会社である当社に共同調達窓口を設置する場合に講じる措置として、以下のような措置を講じることを考えております。共同調達窓口を担う部署と持株の中で資材調達を行う部署との間で、組織の長の兼務を行わない。同じく、共同調達窓口担当と資材調達を行う部署との間での担当社員の兼務を行わない。共同調達窓口担当の居室は、他の業務を行う居室とは分離する。共同調達窓口の業務に係る情報は、当該業務を担当する社員のみアクセスできるようにする。窓口の業務の実施状況を監視する組織を持株内のその他の部署に設置する。このような形で、機能分離をしっかりと図っていきたいと考えているところです。

最後に4ページ目、5ページ目についてです。先般も説明致しました共同調達のフロー、ファイアウォールですが、1点だけ変更しております。4ページ目は前回資料と同じですが、5ページ目の⑤については、「交渉結果通知・契約合意」に変更しております。最後の契約のやり取りでは、共同調達窓口を介する形ではなく、共同調達会社と他事業者、あるいは共同調達会社とNTT・NTT東西との間の契約のように、2社間での契約にしたいと考えています。ここで契約を締結していただいた上で、ベンダと各他事業者との間で、あるいはNTTとNTT東西との間で⑥の契約を結ぶということで、⑤の契約のところは、3社契約という形ではなくて、2社での契約という形でそれぞれ走らせていただくという形にしております。

【相田座長】 ただいまのNTTの御説明につきまして、構成員の皆様から御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

【石田構成員】 質問なのですが、5ページ目のところで、最終の契約自体は各社がベンダ等と行うという形になっていまして、最終的に調達した内容については、各社間でお互い知り得ないとなっているのですが、これは調達条件の交渉等は全部済んでいるということなので、NTT東西と参加した他事業者との間で最終的に価格に違いがあるというこ

とが起こらないということでしょうか。

【日本電信電話(株)】 これはNTT東西と他事業者が必ずしも同じ物品を買うわけではないということと、納期としてどのタイミングで納入することを希望されるかということによって、価格が違ってくるケースがありますので、絶対に全て一緒になるということではなく、一緒になるようコントロールできるものでもないと考えております。同じ時期に同じ種類の機器で同じボリュームを調達するという事になれば、同等の結果が得られることになろうかと思えます。

【石田構成員】 3ページ目なのですが、NTTの中に共同調達窓口を置くということになりますと、やはりこの仕組みに参加しようとする他事業者に対しては、ファイアウォールがしっかりしている仕組みなのだとお伝えしていただかないと参加しにくいように思います。そういうお知らせや、また、その後、共同調達に参加を考える他事業者にお知らせするのは、この共同調達窓口が行っていくことになるのでしょうか。それともNTTがお知らせを行っていくということになるのでしょうか。

【日本電信電話(株)】 当面は、NTT持株の中に共同調達窓口を設置したいと考えておりますので、その部門・部署が外部に内容を御説明していくことになると考えております。ただし、本件は積極的に広く公表するような類のものでは必ずしもないと思えますので、お問合わせの窓口をしっかりと周知しておいた上で、直接御相談があったところには、丁寧に、今日御説明したような内容をお話ししていきたいと考えております。

【石田構成員】 分かりました。なるべく多くの他事業者に参加していただけると良いと思えますので、そういうお知らせはどのようになっているのかということでお伺いしました。

【日本電信電話(株)】 是非、色々な事業者の方に使っていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

【相田座長】 続きまして、西村構成員、お願い致します。

【西村構成員】 3ページ目について質問です。NTT持株に共同調達窓口を設置するという案ですが、引き続きNTT東西とNTT持株との間の、いわゆる兼任あるいは社員の転籍等の禁止の措置は講じるという前提での御説明でございましょうか。

【日本電信電話(株)】 現状、例えばNTT東西からNTT持株に異動する場合には、在籍出向という形ではなくて、転籍という形での対応となっております。現状でもこのような運用を行っておりますので、そういう形で引き続き社員については対応させていただきます。

きたいと思っております。

【西村構成員】 ありがとうございます。社員についてはそういうことなのですが、そのほか、役員等、意思決定に関わるものの取扱いについてなど、これまでのNTT東西とNTT持株との関係性をより明確にすることが必要と思った次第です。

【相田座長】 続きまして、大谷構成員、お願い致します。

【大谷構成員】 3ページ目の機能分離の考え方の部分についてお伺いしたいと思えます。資材調達を行う部署との間での兼務を回避するということになりと、やはり共同調達そのものが現実にニーズがあるかどうか、現在全く分からない時点で、NTT持株のどなたかがやはり兼務をせざるを得ないという実情はあるかと思えますが、どのような方が実際に兼務をされる御予定になっているのかをお伺いしたく思えます。

資材調達を行う部署でなければ良いというふうに割り切れるものなのかどうかイメージできませんでしたので、補足説明を可能でしたらと思えます。人事の話題になってしまふので、難しいところがあるかもしれませんが、差し支えない範囲でお話しただければと思えます。よろしくお願い致します。

【日本電信電話(株)】 今回、この取組みを行うに当たって、NTT持株の中で自らの資材調達そのものの業務を担っている人員を別の部署に切り出すことを考えております。その上で、今回の共同調達窓口については、グローバルソーシングと言われる共同調達会社のマネジメント等を行っている人員にその役割を担わせたいと考えています。

結局のところ、グローバルソーシングと言われる共同調達会社をコントロールし、トラブルが生じた時のシューティング等がある程度できる人員でなければ、この役割は果たせません。そういうことができる人員をセレクトしたいと考えているところです。

【大谷構成員】 御説明ありがとうございました。確かにそのような立場の方が御担当される必要があるものと思えますが、グローバルソーシングに対して、影響力を及ぼせる立場の方となりますと、資材調達の部署に対しても何らかのものを言ったり、コントロールをしたりということが可能な、事実上の影響を及ぼすということも当然考えられるかと思えます。そういうことがないようにするために、事実上の影響力を排する努力をしていただくとともに、3ページ目の最後に書かれているように、監視する組織をその他の部署に設置するということによって、共同調達窓口業務の適正な運用について、他の部署によるモニタリングをしっかりといただき、事実上の影響も含めた機能分離が徹底するような体制をお願いできればと思っております。

【相田座長】 続きまして、関口構成員、お願い致します。

【関口座長代理】 先ほどNTTから、毎年度の認可申請の中で、この共同調達に関する内容を自主的に入れていきたいということの御説明を頂戴いたしました。自主的に行うということなので、そちらにお任せということでもいいのかもしれませんが、共同調達の具体的な内容については、NTTグループ外の事業者が参加することから、認可申請の際にNTTグループ外の企業情報が一緒に記述されるということだとやや違和感があります。逆に言うと、そういう中で、この共同調達に関する内容を事業計画の中に織り込むとなると、例えばこのファイアウォールの状況など、かなり抽象的な話にとどまるように思うのですが、この点について御説明を頂戴できるとありがたいと思います。

【日本電信電話(株)】 御指摘のとおり、具体的な内容については、認可申請の中で数値等も含めた形ではなかなか言えないと思っておりますので、共同調達を実施することと、電気通信事業法等に定められた規律を遵守していきますということを確認的に記載することを今のところは考えております。具体的な内容については今後、関係する方々と御相談しながら決めていきたいと思っております。

【相田座長】 続きまして、KDDIからお願い致します。

【KDDI(株)】 先ほど関口構成員からも質問がありました認可申請について、1点コメントと1点御質問です。

NTTから、認可申請の手続の中で、この共同調達についても触れるという御説明を頂戴いたしました。歩み寄っていただいて非常にありがたいと思っております。一方、やはりNTTの御発言の中で、あくまで自発的なもので認可に影響を与えるものではないという部分がありました。ここで1点、弊社の見解としてのコメントですが、共同調達の実施計画をどれぐらい行うのかということは、当然NTTとしての事業計画の一部を構成するものとして、これを認可手続の中にも含めるという考え方には、一定の合理性があるのではないかと考えております。

もう1点、NTTへの御質問ですが、どこまで書類の中で言及されるかという点です。先ほど関口構成員の質問に対して、NTTから、共同調達を実施すること、電気通信事業法に定められた規律を遵守しますということに記載する旨の御発言がありました。この中で、例えば今年度これだけの数量を予定しておりますという具体的な数字は、公表できないにしても、総務省に対してはお示しすることはできるのではないかと思います。

加えて、仮に具体的な数字でなくても、電気通信事業法に関する規律というよりは、現

在議論している指針の中で例えば上限の比率など、これを守りますということを具体的に明記していただくということはやっていただけるのではないかと思います。少なくとも、できないわけではないようにと思います。この点について、NTTに御見解をお伺いしたいと思います。

【相田座長】 NTTからお願いできますか。

【日本電信電話(株)】 まず共同調達そのものは、法令で禁止されているということではなくて、これまでの様々な措置要請等の中で対応しているということですので、個別の内容についての詳細な認可申請は不要ではないかと考えているところです。しかしながら、今回の御指摘を踏まえて、認可計画の中でも可能な範囲で触れていきたいと思っております。また、認可申請では具体的な記載をしないにしても、指針等に基づいて、総務省に報告する共同調達の計画や実績報告においては具体的内容について触れていくことになろうかと思っておりますので、その中で必要なものは確認いただくことになろうかと思っております。もちろん書いても支障のないようなことであれば、明示的に書くということも考えられますが、現状の認可計画の他の記載内容とのバランスもありますので、そこは我々の判断に委ねていただければと思っております。

【相田座長】 KDDIからはよろしいですか。

【KDDI(株)】 はい。できる限り具体的な数字を入れ込んでいただくよう検討いただくと理解いたしました。

【相田座長】 続きまして、ソフトバンクからもお願い致します。

【ソフトバンク(株)】 NTTからコメントがありました認可申請の件について、私からコメントをさせていただければと思います。

今回、共同調達を例外的に許容するに当たりまして、もともと私どもとしましては、認可の手續を踏んでほしいと見解を申し上げておりましたので、日本電信電話株式会社等に関する法律に定める事業計画の中で、共同調達に触れていただけるということで、ありがたいと思っております。

特に今回、NTTのほうからは、元々この共同調達を行いたい背景と致しまして、IOWN構想等の研究開発力の強化、ネットワークサービスの提供料金の低廉化、グローバルなOTTプレーヤー等に対する競争力の強化、ネットワーク設備・機器に関するセキュリティ確保の強化等ということで記載をされております。このようなことを実現すべく、共同調達が必要であるということをご日本電信電話株式会社等に関する法律の事業計画の認可

申請の中で触れるということは自然でありますし、法の趣旨にも叶うものだと思いますので、こちらにつきましては、是非確実にそのような手続を行っていただけるようお願いしたいと思います。

もう一点、先ほど共同調達の禁止については法令事項ではないというような御発言がありました。もともとNTTの分割の際に、共同調達の禁止は告示という形で定められていると認識しておりますので、私どもとしては、こちらはそれなりに拘束力があるものではないかと考えております。

その告示の中では、他にも役員の兼任に関する事項など含まれておりますが、今後、同様に、NTTのこのような告示事項に関する何かしらの緩和等の見直しが行われる際には、単純に指針を定めるなどのことで許容されるということではなく、今回のように、きちんと認可や法改正などの手続を踏むということが重要ではないかと考えております。

【相田座長】 NTTからコメントはありますか。

【日本電信電話(株)】 告示について申し上げますと、NTT持株・NTT東西とNTTコムとの間については告示が絡んでくると思いますので、御指摘のとおり、NTT東西とNTTコムとの共同調達について、法令が関連するか否かで申し上げますと関連することになるのではないかと思います。ただし、NTTコム以外の分離会社3社との間については、そういうものはないということで説明させていただきます。

【相田座長】 他はよろしいでしょうか。

続きまして、資料3-2を事務局から御説明いただきまして、その後また意見交換をさせていただきたいと思っております。事務局から、指針の策定に向けた論点整理ということで御説明をお願い致します。

【佐伯事業政策課調査官】 資料3-2の「NTTグループの共同調達に関する指針の策定に向けた論点整理」という紙に基づきまして、御説明させていただきます。

1ページ目です。まず今回、指針の策定に当たっての基本的考え方というところ。まず1ポツ目ですが、NTT等、こちらはNTT持株とNTT東西を指す言葉としてさせていただきます。分離会社、こちらが再編前のNTTから分離した、NTTコム、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェアを言うという形で定義づけさせていただきます。1ポツ目ではNTT等と分離会社との間における共同調達を例外的に認めるに当たり、この共同調達に関する指針を策定し、基本的考え方を示すとともに、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化することが必要ではないかと

いう考え方を示しております。

その上で、この指針につきましては、共同調達について、NTT等が営む業務と責務との関係を踏まえて、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与するものとして、その実施に当たっては電気通信事業の公正な競争の確保が前提となることを踏まえ、これらを充足し、かつバランスの取れたものとする必要があるのではないかという考え方を示させていただきます。

具体的には、①：共同調達が例外的に認められる資材、②：NTT再編の趣旨の徹底、③：NTT等の市場支配力との関係、④：利用者利益の確保等、⑤：検証可能性の確保等、⑥：指針の見直し等について、指針において明確化することが必要ではないかということで、今後、2ページ目以降で、具体的に説明させていただきます。

4ポツ目ですが、総務省では、本指針に基づいて、共同調達が実施されるに先立ちまして、共同調達に係る実施計画の策定、あるいは本指針に規定する措置の実施等を要請するとともに、実施状況についても定期的に報告させることによって、公正競争上の影響等に関する検証可能性を確保することが必要ではないかとさせていただきます。

こうした基本的考え方につきましては、これまで大谷構成員から、今回の共同調達の一定程度の解禁は、コスト低減による利用者への利益還元や、グローバル展開の促進、投資の促進などのそもそもの狙いがあり、一定の機動性や柔軟性が確保されていないと、解禁する当初目的を達成することが難しくなるという意味で、これらについて調達を実施するごとに認可制にするというのは、共同調達を解禁する意味をなくしてしまうことになり、効果的な方法ではないのではないかという御意見を頂いております。

一方で、事業者から、例えばソフトバンクからは、先ほどもNTTのプレゼンに対して御意見等ありましたが、限定的な範囲で認めるという規制緩和でありますので、この条件の実効性をいかに担保するかが重要であり、そのためにも認可制が必要というような御意見もあったところです。

続きまして、本指針において明確化する個別の案件について順番に御説明させていただきます。

まず2ページ目の1ポツ目の項目ですが、共同調達が例外的に認められる資材の品目について一定の制限が必要ではないかというところです。これまで構成員の先生方からは、品目について一定の限定は必要ではありますが、それがまだ抽象的な危険性に伴っているうちは、明示的に除外できないということで、区分の品目というものは大枠にしたほうが

よいのではないかという御意見があったところです。

一方で、事業者からは、ソフトバンクから、例外的に認めるという記載の性格上、ホワイトリストにより対象品目を限定することが包括的検証の最終答申の趣旨に沿っているのではないかということと、なるべく対象品目を細かく見る必要があるのではないかというような御意見を頂いているところです。

これにつきましては、この検討会の基になりました包括的検証の最終答申において例外的に共同調達を認めるとされた趣旨を踏まえれば、この共同調達が認められる資材は一定程度限定されるべきではないかという考え方です。この点で、NTTが提示した資材に係る調達実績等に基づき、これまで検討が進められてきたことを踏まえ、この例外的に認められる資材というのは、「電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラム」に限定することが適当ではないかとさせていただいております。

その上で、調達量において大きな割合を占める携帯電話端末等について、NTTドコモとの間の共同調達を認めた場合の公正競争上の影響が指摘されていることを踏まえて、上記対象資材から、「NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置」を除くことが適当ではないかとさせていただいております。

3 ページ目のNTT再編の趣旨の徹底です。論点といたしましては、共同調達を通じた、NTT等と分離会社との間の、ヒト・モノ・カネの一体化等のNTT再編の趣旨の潜脱を防止するための構造的な措置が必要ではないかというところです。

これまで構成員の先生方からは、ファイアウォールの重要性を御指摘いただくとともに、例えば役員兼任について制限を求めるべきではないか、共同調達会社内のファイアウォールあるいは共同調達会社のみならず共同調達窓口を含めた構造的な措置について検討が必要ではないかという御意見を頂いたところです。また、むしろ人的な兼務規制等が妥当ではないか、過度な負担を求めることになる中立機関の構想は非現実的ではないかとされた上で、ファイアウォールとしては、人的な兼務規制等が妥当ではないかという御意見を頂きました。

一方で、事業者からの意見といたしましては、ファイアウォールを設けたとしても、通常、経営上の戦略がNTTグループ内で共有されてしまう可能性があるのではないかという御懸念や、ファイアウォールを確保する観点からの実効的な御提案を頂いているところ

です。

こちらにつきましては、先ほどNTTのプレゼンで、一定程度御説明があったかと思えますので、そちらも参照していただければと思います。この再編の趣旨の徹底につきましては、4ページ目の考え方で書かせていただいておりますが、この構造的な措置として、NTT等及び分離会社に対して、次の措置を講じさせることが適当ではないかということで、4項目を挙げさせていただいております。

①につきましては、共同調達事業者との役員兼任等の禁止ということで、共同調達を通じて、NTT等と分離会社との間の実質的な一体経営による調達情報の流用等が行われないようにするため、共同調達事業者との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこととさせていただいております。

②は、調達情報の目的外利用の禁止ということで、適切なアクセス制限の設定や、あるいは、共同調達事業者と同社の役職員との間及び同社と共同調達に参加する者との間で、情報の適正な取扱いに関する契約を締結する等、必要な措置を講じる、あるいは講じさせることを挙げさせていただいております。

③は、共同調達事業者に対する業務委託の制限ということで、共同調達により調達する資材に関連する業務のうち、調達以外の業務を共同調達事業者に対して委託等をしないこと、ただし、委託する上で必要不可欠な業務と認められるものは除くというような形で書かせていただいております。

④は、共同調達会社における会計分離ということで、共同調達業務に係る取引について、当該取引を通じた共同調達事業者への実質的な補助や、あるいは、NTT等と分離会社との間の実質的な補助が行われないようにするために、こうした委託した共同調達業務について会計を分離させるとともに、当該業務に係る収支の状況を委託会社にそれぞれ報告させることというところを提示させていただいております。

続きまして、5ページ目の3ポツ目についてです。こちらはNTT等による共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、また、事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するための措置が必要ではないかというところで、NTTとの市場支配力との関係を議論しております。

これまで構成員の先生方からは、「例外的に共同調達を認める」という趣旨との関係から、NTT持株・NTT東西が行う、独自調達と共同調達窓口を使った調達比率にアッパーリミットを設けることについて、一定の考え方を示す必要があるのではないかというところ

と、競争事業者の方々が「NTT独自仕様」を懸念するというのであれば、NTTに対して標準的技術を用いた他事業者との相互接続の確保を求めることも考えられるのではないかと御意見を頂いております。

一方で、アッパーリミットのところですが、10%を超える場合が大きな分かれ道になるのではないかとところが競争事業者から示されるとともに、NTTからは、共同調達した額が過半になった場合は例外的とは言えない可能性があることから、この割合が半分以下とするということが考えられるのではないかと御意見を頂いたところです。

こちらにつきましては、6ページ目の考え方ですが、NTT等による共同調達を通じた公正競争を阻害する行為や、禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するために、次の措置を講じさせることが適当ではないかということで、2点挙げさせていただいております。

①の共同調達に対する定量的な制限ということで、NTTが共同調達に参加することにより、分離会社が著しく有利な条件で共同調達を行うことがないよう、NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本のそれぞれの共同調達に係る額は当該各社のそれぞれの総調達額の50%未満とするところを挙げさせていただいております。

また、②の禁止行為規制の趣旨の確保ということで、このNTT等が参加する共同調達について、NTT東西及びNTTドコモが、電気通信事業法第30条の禁止行為規制の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずることということで、下に幾つか例示させていただいております。この共同調達を通じて、特定の事業者が提供するサービスや技術規格等を不当に優遇することや、この共同調達により購入した資材を特定の事業者へ転売・転用することによって、不当に利益を与えること、あるいは、他の事業者等々に対して、不当に規律・干渉することということが挙げられるところです。

続きまして、7ページ目の利用者利益の確保等です。もともとこちらの検討の趣旨の一つの目的とされておりましたところですが、共同調達の実施に当たって、利用者利益の確保、あるいは電気通信市場の活性化等の観点から、求められる措置が何かというところですね。

これまで構成員の先生方からは、実際に共同調達に関する他事業者の参画が叶えば、市場の活性化に資すると考えられる一方で、そうした物品等のニーズがかみ合わないで、結果的には他事業者等を含めて共同調達ができないケースも考えられるので、それはむしろ物品等やタイミングが異なるのが普通であることから、無理にそれを一つの商談としてま

とめるような力が働くことは避けたほうがよいのではないかという御意見を頂いているところです。また、消費者サイドの観点からは、調達コストの低減が図れることはよいことでもありますので、実際に競争事業者においては、この共同調達スキームのどこがネックとなっているのかをより具体的に示してほしいというような御意見もございました。一方で、競争事業者からは、このグループの競争力が強化されるという結果が生じるのであれば、それに応じて、競争事業者に対しても料金低廉化が必須ではないかというような御意見がありました。

こちらに対する考え方ですが、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、次の事項の実施に努められることが求められるのではないかとということで、2点挙げておきます。

①の利用者への利益還元等については、こうした調達コストの削減等の効果を、他の電気通信事業者を含む利用者に対して適切に還元するとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資に充てることです。②のNTTグループ以外の電気通信事業者に対する共同調達機会についてですが、こちら先ほどNTTから少し補足的に御説明ありましたが、こうした参画機会を付与するということをございます。

続きまして、8ページ目の検証可能性の確保です。論点といたしましては、本指針を確実に履行させるとともに、公正競争上の影響等に関する検証可能性を確保する観点から、求められる共同調達実施に係る報告事項等をどのように定めることが適切かというところからです。

これまで構成員の先生方からは、総務省に対する報告項目をあらかじめ設定しておくことが必要ではないかということと、実際に国内ベンダの占める割合などの定量的な指標を決めるべきではないかというような御意見、また、実際に透明性を確保する観点から、品目報告などの検討が必要ではないかという御意見を頂きました。一方、事業者からは、事後検証のために何を公表し、何を総務省限りで報告すべきなのかという点についても議論が必要という点や、国内ベンダ回帰や囲い込み、NTT独自仕様の推進、グローバル仕様との乖離といったおそれがないかについて確認・検証が必要ではないかというような御意見も頂いておりました。

これに対する考え方ですが、次の事項をNTT等から総務省に報告させるとともに、公表させることが適当ではないかとしております。もちろん、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものについては、公表ではなく、総務省への報告

に留める等、一定の配慮が必要ではないかというところです。

大きく分けて3点です。①は、事前の実施計画ということで、各事業年度の共同調達に係る実施計画。その中には、新たに定めます指針に基づき講ずる措置の内容を含めたものです。②が各事業年度の四半期ごとの実施状況。③が事業年度の実施状況です。

例えばその中には、この本指針に基づき講じた措置、その中には、分離会社からの報告も含めるところや、あるいは、共同調達により調達した資材の利用状況及び利用者に対する利益の還元等の状況についても御報告を頂いて、検証に資する形とさせていただきたいと思います。

また、先ほどの数字のところと関係致しますが、共同調達額、総調達額についてです。共同調達額につきましては、調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績や、国外の機器製造業者等からの調達額を含むものです。総調達額については、分離会社からの報告を含むものを考えているところです。

最後、9ページ目が指針自体の見直しです。この共同調達をめぐる環境が今後変化し得ることも踏まえまして、この指針の見直しに関する考え方を明確にすることが必要ではないかという論点です。

NTT持株・NTT東西のグループに占める調達割合については、実態面ではやはり2割以下ということでありました。他方、NTTより、ゆらぎを含めて3割とすることが必要という御意見もございました。この御意見に対して、例えば25%を基準とし、災害対応のための調達は別枠とすべきではないかという大谷構成員からの御意見がございました。

また、事業者からの意見といたしましては、ソフトバンクより、もともとの議論の出発点が、NTT持株・NTT東西の調達額の比率が一定水準に低下したことが許容の前提である以上、これが上昇に転じた場合には、共同調達自体を再度禁止する必要があるのではないかという御意見を頂きました。

NTTからは、新しいネットワークに更改していく場合など、ある程度のスパンで一斉に全国的に行うことになるようなところもあるので、過去の実績を参考に、5%、10%ぐらい比率が上がるのが想定されるため、指針見直しの基準としては3割としていただきたいというような御意見があったところです。

こうしたところを踏まえまして、考え方のところですが、1ポツ目で、総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証を行うとともに、その結果を公表し、公正競争確保に支障

が生ずるおそれがあると認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律や電気通信事業法の規律に基づいて、業務の適正化を図るとともに、必要に応じて本指針を見直し、または、この例外的な扱いを終了することが適当ではないかというような形で示させていただきます。

2ポツ目に行きまして、実際に、この公正競争確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合として、例えば次のような場合ということで、1点目、NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が2年を超えて継続して25%を超える場合、2点目、あるいは、本指針に反して、例外的に認めるに当たって講ずることが必要となる措置が講じられていないと認められる場合等を挙げているところです。

こうしたものを指針に落とし込みまして、本日御了承頂ければ、この論点整理に基づいた指針案を作成して、意見募集等にかけていきたいと考えている次第です。

【相田座長】 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただきました論点整理に関して、意見交換をしたいと思えます。まずは構成員の皆様から御意見を欲しいと思えますが、特に、ただいま資料3-2の4ページ目、論点整理のところでもって、共同調達事業者と役員兼任等の禁止というものが示されているわけですが、資料3-1で、NTTにお示しいただいたところ、ここでは共同調達会社の話と共同調達窓口の話と2段階の話があるということだと思えますが、ここの整合性について、特に御意見等ございましたらお願いしたいと思います。まず大谷構成員、お願い致します。

【大谷構成員】 相田座長から御指摘がありました4ページについて、確かに先ほどNTT持株から御説明いただいた共同調達窓口の機能分離の考え方が盛り込まれていない状況になっておりますので、共同調達事業者との構造分離だけではなく、共同調達窓口も含めた形での考え方を明確に記述していただきたいと思えます。

具体的には、もうNTTのほうで資料にまとめられたことに加えて、先ほどの資料で御意見申し上げた点を追加させていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【相田座長】 続きまして、西村構成員、お願い致します。

【西村構成員】 先ほどの大谷構成員と同じ意見です。併せまして、ほかの事業者との相乗り時における共同調達会社内の、例えば分離等に関して、どこかでの議論あるいは整理というものが必要になってくるものではないという問題提起です。資料3-2の4ページ目①に関しましては以上です。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。

【西村構成員】 資料3-2の4ページ目③の業務委託につきまして、これは共同調達を通じたNTT等と分離会社との間を念頭に置いておりますところ、今般、NTTより、持株の中に共同調達窓口を置くという御提案がございました。その際、機能分離を持株の中で行うといったことが指摘されておりましたが、その際、実質的な意味での業務委託あるいは業務の同一性というものを共同調達窓口と通常の資材調達との間でどのように分離していくか、その透明性を確保するかについてお伺いしたいと思っております。

【相田座長】 事務局から何かお答えいただけますか。

【佐伯事業政策課調査官】 まず主に、4ページ目のところの御質問かと思いますが、本日、NTTより新たにプレゼンしていただいた点につきましては、こちらは指針の中でできる限り反映していきたいと考えているところです。

特にこの窓口というものについて、機能分離ということですので、こちらについて整理が必要だということですので、こちらは反映させたいと考えているところです。

【相田座長】 4ページ目の③の業務委託の制限につきまして。西村構成員からの御質問について何かコメントありますか。

【佐伯事業政策課調査官】 基本的にこちらに書いてある③のところ为主线となると思いますが、具体的な書きぶりについては御相談させていただければと思います。

【相田座長】 続きまして、関口構成員、お願い致します。

【関口座長代理】 資料3-2の6ページ目②について、電気通信事業法第30条の禁止行為規制がまだかかっているということで、規定どおり、このような禁止行為の例が挙げられていて、禁止行為規制措置も必要だということについては、私は賛成します。

ただ、特に②の1ポツ目のところですが、モバイルの場合には、サービスや技術規格等に関して支配を及ぼす影響力はなくなったということで、第30条の禁止行為規制は緩和されたという経緯があります。今回の共同調達に際しても、NTT東西の調達割合が全体の2割程度に落ちてしまったという実態を見ての提案でもあるので、私は当該措置について、具体的な事案としてどういうことが現実に起きているか確認の上で、第30条そのものの見直しを行うことが今後必要になるのではないかと考えています。

【相田座長】 電気通信事業法第30条そのものの見直しということになりますが、事務局から何かコメントありますか。

【佐伯事業政策課調査官】 第30条のモバイルの部分については、数年前に規制緩和さ

れているというところは御指摘のとおりです。ただ、今回の指針はあくまでこの電気通信事業法を前提に、公正競争を阻害する行為が行われているか、行われていないかの確認というところですので、現状といたしましては、現行の法律に基づいた確認ということになるかと思えます。より一層、大きな話題といたしまして、御指摘の話があることは理解しております。

【関口座長代理】 この検討会においては、それが正しい答えになると思っておりますが、相変わらずこのような規定が不可欠になっている事案をぜひKDDIやソフトバンクから御提示を頂くような形で、今後の議論につなげられたら良いのではないかと考えている次第です。

【相田座長】 オブザーバの方々から御発言の希望を頂いておりますので、そちらに移りたいと思います。

【KDDI(株)】 資料3-2、6ページのアッパーリミットについてのコメントですが、資料では50%未満とするという整理になっています。この例外的であるかどうかを閾値として、50%というのが適切な値であるとは思わないということは、前回、弊社からは10%ということをご提案した次第です。ただ、どうして10%が適切ではなく、50%未満が適切なのかという合理的な説明は、今回なかったと理解しております。

仮に50%に決定的な正当性が見だせないのであれば、10%も50%も採用するという考え方もあるのではないかと思います。例えば、欧州委員会の競争法上のドミナンスの考え方、例えばこれは25%、40%、50%という3つの閾値があるわけです。

例えば25%未満なら、ドミナンスはない。50%超なら、これは通常、ドミナンスがある。その間、例えば40%から50%であれば、ドミナンスがあり得る、原文では[likely]という表現だったと思います。これを参考に、今般の議論で言えば、例えば10%以下なら問題ないが、10%から50%の間では競争上の問題が生じ得るとして、これを事後的に検証する。つまり、50%以内なら全く問題ないというものではなくて、全体で50%未満であっても、資材別で見た場合には公正競争上、阻害する可能性もあると理解しております。これを事後検証において、50%以内の中身について詳細にチェックするという位置づけの運用ができるのではないかと考えております。

【相田座長】 ただいまの点につきまして、事務局から何かコメントありますか。

【佐伯事業政策課調査官】 我々といたしましても、この50%という基準自体で、例外なのか、そうでないのかというような話を考えているものではないというところは、これ

までも説明させていただいていたと考えているところです。あくまでも、この50%を超えた場合には、例外とは言えないのではないかとということで大枠を示すものでございまして、新たに定めます指針全体をもちまして、例外を規定するというような構造で考えている次第です。

そのため、資料3-2、9ページ目のスライドで示したように、見直しというような規定もありますし、例外ではないのではないかとすることは、こちらで捨てるのではないかと考えているところです。また、あまり低い数値に致しますと、もともとの調達効率化というような目的自体がそもそもなくなってしまうのではないかと考えているところではありますので、こうしたバランスの中で定めさせていただいているということで御理解いただければと考えております。

【相田座長】 続きまして、大谷構成員、お願い致します。

【大谷構成員】 資料3-2、6ページ目の部分の50%という議論なのですが、その点について、50%という数字そのものが大きな意味を持つかということ、そうではないなと思っております。

例えばKDDIが御懸念の特定の資材、機材などで共同調達による公正競争の阻害などが発生していないかどうかということを見るためには、やはり電気通信事業法第30条を参照する必要があると思います。6ページ目の②のところを書いていただいておりますが、共同調達を通じて、特定のサービスや企画の優遇などの問題が発生していないか、資材の転用や転売によって不当な利益を生じさせていないかというような観点で、8ページ目の検証項目で、NTTから個別に報告を受けていた事項に基づいて、それを検証することで、この市場支配力という、あるいは公正競争の阻害といったことを分析ができると思います。そのため、10%や25%というような具体的な閾値で見えていくよりは、個別の資材ごとの検証という中で、潜脱行為というのを監視していく体制が望まれるのではないかと思います。そういう意味では、例外とは言えないという意味での50%という基準をひとまず設けて、細かい内容については、その検証の中で見ていくということが合理的な実務なのではないかと考えている次第です。

また、8ページ目の検証可能性の確保ということですが、考え方のところで、①から③にかけて、必要な項目を掲載していただいたと思っております。しかも、四半期単位ということで、きめ細かに状況を見て、すばやく対応が取れるような状況にもなっているかと思っております。

ただ、②のところに括弧書きで書いてある共同調達に係る資材の種類別の調達実績という箇所ですけれども、ありのままの数字を頂いたとしても、その資材が含まれている市場における影響や、市場、マーケットそのものの状況といったものを分析するのは至難の業だと思っております。これを見極めるには、公表したうえでほかの事業者からも御意見を頂くということも必要ですが、情報を御提出いただくNTTの側でも、この市場における位置づけなどを分析しやすいような形で、是非情報を報告いただくように、御協力をお願いしたいと思います。

【相田座長】 ただいまの件につきまして、事務局から何かコメント等ありますか。

【佐伯事業政策課調査官】 大谷先生からいただいた前者の6ページの部分の御意見につきましては、ご賛同いただき、ありがとうございます。我々の考え方はまさに先生御指摘頂いたとおり、具体的な閾値となる数字そのものではなくて、事後の検証のほうで何らか担保できるような形、あるいはそれでできなかった場合の見直しというところで、全体として担保できるのではないかと考えているところです。

また、後者の8ページの検証のところにつきましても、なかなか生のデータだけでは検証が難しいのではないかというのは、まさに大谷構成員御指摘のとおりです。我々といたしましても、実際にその報告を頂くときに、そうした付加的な情報を提供いただければ非常にありがたいですし、先ほどのプレゼンの中で、NTTからもそうしたコメントがあったように記憶しておりますので、そこは是非よろしくお願い致します。

【相田座長】 続きまして、石田構成員からお願い致します。

【石田構成員】 このスキームにどういう他事業者が参加したという報告につきましては、どのような形で報告がされるのか。また、報告についてどのような扱いになるのかということをお伺いしたく思います。

【相田座長】 事務局からお願い致します。

【田中事業政策課課長補佐】 御指摘頂いた点は、8ページ目、③の2ポツ目にある、利用者に対する利益の還元等の実施状況の中で、NTTから御報告いただくようなことを想定しています。

御指摘頂いたとおり、こういったものに参加されたい他事業者の検討に資するような形で、情報を表に出していただくことも考えられると思います。

【相田座長】 続きまして、KDDIからお願い致します。

【KDDI(株)】 NTTへの確認と事務局への確認があります。まずNTTへの確認

ですが、今回の資料3-2の指針案については、ここでは記載がないのですが、前回までの会合でNTTが資料で提示・説明したものとして自主的にやるというもので、例えばNTTとNTT東西と、あと分離4社間でファイアウォールを設けるという御説明、また、共同調達については、グローバルの調達を対象にするという御説明があったと思いますが、これらについては、今回の検討をするに当たって、NTTが自主的に取り組むというところで、宣言されたと我々としては理解しています。

今回のNTTの説明資料の3-1で、前者のファイアウォールを設けるという件については、4ページ目や5ページ目に記載があるのですが、後者の調達をグローバルなものを対象にするといったところについては、資料3-1の1ページ目1ポツ目の項目で、共同調達の対象とする資材の限定というところにも関わってくると思いますが、そこについては、引き続き、グローバルなものだけを対象とするというところでよいかどうかについて、NTTに確認させてください。

【相田座長】 NTTからお願いできますか。

【日本電信電話(株)】 共同調達の対象とする資材がグローバル市場で取り扱われている資材というのはそのとおりでして、企業が海外企業なのか、日本企業なのか、その辺りはケース・バイ・ケースと思っていますが、いずれにしても、米国の法人を通じて、グローバル市場で取り扱われている商材を対象とするというところはそのとおりだと思います。

【KDDI(株)】 次に事務局に2点、確認があります。まず資料3-2の2ページ目について、携帯電話などを除くというところはあるのですが、ここで前回、NTTの資料で、この携帯電話などのところについてはドコモブランドでという話と、あと、対象については、スマホ、フューチャーフォン、タブレットという記載がありましたが、今回の指針案を読むと、特にドコモブランドかどうかは問うてなくて、また、対象も、例えばルーターや、通信モジュールといったところも対象になると読めるのですが、その理解でよいか、確認させてください。

2点目についてですが、6ページ目のところで、共同調達の比率は50%という話がありますが、この共同調達に係る額というのは、1ページ目にあるとおり、NTTとNTT東西と、あと分離4社間で、一緒に共同調達したといったものが該当するということになることでよいかを確認させてください。

【相田座長】 事務局からお願い致します。

【田中事業政策課課長補佐】 まず1点目については、前回、NTTからは除外する資

材として、ドコモブランドで販売される携帯電話端末等とすることを御提案いただいた訳ですが、これを規律の形にしますと、このような文言になるのではないかとということで、今回、案を作成しているものです。「ドコモブランドで販売される」というものは、この文言の中では「NTTドコモの移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な」ということで規定しています。この端末装置の中には、御指摘のものが基本的に含まれると理解しています。

2点目につきましては、御認識のとおりでございまして、共同調達額については、NTT等と分離会社の間で行われる共同調達額ということです。

【KDDI(株)】 後者の件について、その場合、懸念されることがありまして、NTTの資料3-1の4ページ目、5ページ目にあります共同調達のフローを見ると、基本的にはNTT、NTT東西と分離4社間でファイアウォールを設けるといことであるので、事前に共同調達をやらうといったような情報交換はできないと認識しており、エントリーした後うまくマッチングできたものといったものがこの共同調達の額に入ってくると理解しております。その場合に、実質的には共同調達をしているのですが、ここのカウント上はなぜか別々で調達しているように見せかけるといったような、そういった行為が行われないように、事後検証の中で総務省にはしっかり検証していただきたいというところと、あと、ファイアウォールがしっかり守られているかどうかといった観点で、NTTとNTT東西と分離4社間のマッチング率が異常に高くなっていないか、他事業者が参加した場合のマッチング率と比べて大きな差がないかといったところについては、総務省によく見ていただきたいと思っております。

【相田座長】 続きまして、ソフトバンクからお願い致します。

【ソフトバンク(株)】 閾値について、意見を申し上げさせていただければと思います。

今回、50%というような一つの基準が出てきたわけなのですが、もともと包括的検証の最終答申で共同調達を例外的に許容すると書かれている中で、確かに50%というのは一つの閾値ではあるのですが、社会通念上、用いられる例外というようなイメージする数字とは、50%というのは大きくかけ離れているものと認識しております。

ただ、ここにつきましては、先ほど事務局からも御説明がありましたが、これだけをもって例外と見るのではなく、全体的に例外というところを見ていくというような話がございましたので、その考えをより明確に指針として落とし込むのであれば、ここに今、総調達額の50%未満とあるのですが、今回、調達する対象というのはあらかじめ限定されてお

りますので、調達対象となる品目の調達額の50%未満といったような書き方もあるのではないかと思います。

【相田座長】 この点について、事務局から何かコメントありますか。

【田中事業政策課課長補佐】 御指摘頂いた総調達額の規定については、御指摘いただいたのと同様のことを想定していますので、今後、指針案を起こすに当たって参考とさせていただきます。

【相田座長】 構成員、オブザーバの方から色々御意見頂きましたが、ほかの方の御意見等伺って、また、追加で御質問、御意見等ありますようでしたらぜひお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

【石田構成員】 要望ですが、今回、利用者利益の確保や、ネットワークサービスの提供料金の低廉化ということで、光サービスの卸についてなども、料金の引下げということがございました。最終的に消費者にも効果というのが分かるような形にしていきたいと思えます。

【相田座長】 この点について、事務局から何かありますか。

【田中事業政策課課長補佐】 石田構成員から御要望頂いた趣旨というのは、今回の検討の出発点からしてみれば、とても自然な、当然の御指摘だと考えております。また、そういったものを実際にどういった形で御報告いただくかというのは、今後、NTTにおいて御検討されると思えますので、今の点にも御留意いただければと事務局としては思っております。

【相田座長】 続きまして、KDDIからお願い致します。

【KDDI(株)】 指針案について、2点コメントがございます。まず資料3-2の8ページ目について、総務省の公表の部分に絡むことなのですが、検証結果を含めて、なかなか数字を出すというところは経営情報ということもあり、難しいところはあるとは思いますが、なるべく外部からも検証可能なように極力、詳細を含めて公表いただきたいといった点が、まず1点、要望です。

2点目については、次の9ページ目について、2年を超えて継続して25%を超えた場合といったところがあります。ここについては、今回の共同調達については、包括的検証においても8割から2割に下がったといったところを前提とした議論であるので、2割を超えるというところは、正直、どうかと思うところがあります。

一方で、ゆらぎという話がありまして、前回の検討会でも大谷構成員から25%という御

意見があったところは、認識はしています。ただ、今回、指針案を見ますと、3事業年度の平均を取るところと、2年を超えてといった部分で、ゆらぎという意味では、そこでも十分担保できるというところはあると思うので、本当に25%でいいのかどうかというのはいくつか検討してもいいのではないかと思います。

【相田座長】 これにつきましても事務局から何かコメントありますか。

【佐伯事業政策課調査官】 1点目の検証結果の公表につきましては、御指摘のとおり、我々としても可能な範囲でできる限り透明性を確保していきたいとは考えているところです。

2点目につきましては、こちらは25%というところですが、資料3-2の9ページ目のところに書いているとおり、まさに一時的な増減による影響等を考慮した上で、平均をもつてというようなところもあります。また、構成員の先生方からも30%は過大であるが、例えば25%を基準というようなことも御示唆いただいたところですので、こちらのほうが適当なのではないかと考えている次第です。

【相田座長】 本日色々御意見頂きましたが、事務局におまとめいただきました論点整理につきまして、大筋では御反対の意見はなかったように思います。その一方で、役員兼業の辺りや、50%の考え方など、幾つか重要な御意見を頂きましたので、事務局にはそれらを踏まえて指針案を作成いただければと思います。

今後の手続等について、事務局のほうから御説明をお願いできますか。

【田中事業政策課課長補佐】 指針案につきましては、相田座長から御説明いただきましたとおり、本日の御議論を踏まえつつ、また、相田座長、構成員の皆様と御相談しながら作業させていただきたいと思います。

その上で、御了承いただければ、意見募集の手続に入りたいと考えております。

【相田座長】 ただいま事務局から御説明いただきましたように、予定といたしまして、本日の結果を踏まえて、指針案を作成し、それに対して意見募集を行い、その結果を踏まえて、次回またこの会合を開催ということを考えております。

つきましては、本日の御意見を踏まえて、指針案につきましては、構成員の皆様方にメールで照会させていただきたいと思いますが、形式的には意見募集の手続にかける指針案につきましては、座長に一任という形を取らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、そのように進めたいと思います。

次回以降の日程等につきまして、事務局から御説明をお願い致します。

【田中事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。ただいまの座長の御説明のとおり、今後、意見募集の手続を進めたいと考えておりますので、次回検討会の日時等については、意見募集の結果等を踏まえながら御相談させていただきたいと思います。別途御連絡させていただきます。

【相田座長】 本日の会議は、これで閉会させていただきます。どうも御協力いただきましてありがとうございました。